

今日は「防災の日」。防災対策については万全ということはないから、改めて準備状況を確認する機会としたい。これまで建設業は地震発生後、迅速に道路啓開などを行い、人命救助をはじめ、緊急物資の輸送、復旧・復興事業に貢献してきた。災害後の対応を経験された方によると、事前に準備をしていたことしか発災後は実施できなかつたとのこと。いろいろな提案や指示があつても、事前に準備して訓練していないことは実施が困難だったそうだ。防災上、交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靭化が重要である

ことは論をまたないが、本稿は主に建築物を対象として私見を述べさせていただきたい。

建築物についても耐震点検、耐震補強を実施することが、被災の軽減に直結する。近年の大震において耐震補強を実施済みの建物の被害が、未実施の建物に比べてはるかに少ない。建築物の被災が、未実施の建物では、まれにしか起こらない大地震に備えるためのインセンティブ(動機付け)が働くのか、まだ耐震補強が未実施のものが相当数あるとされている。

いざ鎌倉

建設 論評

戸建て住宅については、耐震補強に要する費用は仮設住宅や復興住宅に必要な費用の1割程度であるとされる。しかし復旧・復興に要する費用が公的に負担され、社会的な援助もあることから、自己負担による耐震補強が進んでいない。保険などの社会システムの整備を進めるとの有効性が提案されるゆえんである。

もつとも耐震基準を満たしている建物と言つても、大規模地震時に倒壊等しないレベルの耐震性が確保されているのである。発災後の事業や居住の継続性が確保されているわけではなく、南海トラフ大地震などが発生した場合、わが国の人団員や経済の半分近くが被災するため、周辺地域からの援助は限られ、自助により復旧活動を行わなければならぬ。現在の耐震基準が定めている水準の耐震性を確保していく、大地震後、地域社会が速やかに活動を再開するためには心もとない。拠点となる施設や生活の基本となる住居については倒壊しないだけではなく、機能を継続できる水準の耐震性を確保することを目指すべきだ。

これまで建設会社に勤務して

いる方々は、大地震が発生した時には、何をさておきお客様の安全を確認されてきたようだ。ただ広域的な被害が起こるとされる南海トラフ大地震などが起こった際は、これまでど同様の対応ができない可能性があり。そのため自社が施工した建物の安全性について、あらかじめ所有者とともにその安全性の再確認を行い、必要な対策を実施することが望まれる。大地震が発生した時、「いざ鎌倉」と被災地に駆けつけて復旧工事を担い、日ごろからそれに備えて準備を怠らないことが建設業の使命であるが、事前に点検を行なう想定される被災状況を明らかにし、必要に応じてさらなる補強工事や、場合によっては建替えを勧めることも私たちの責務であろう。

(誠)